

一般競争入札公告

平成24年度荷物運送業務契約に係る単価契約について一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

平成24年 3月 5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 一般競争入札に付す事項

- (1) 件名 平成24年度荷物運送業務契約
- (2) 業務内容 資料等荷物の運送
- (3) 契約期間 平成24年 4月 3日から平成25年 3月31日まで
- (4) 契約内容 大きさ及び配達先ごとに荷物 1個あたりの単価を契約するものとする。

2 入札参加資格

- (1) 当該業務の入札に参加できるものは、次に掲げる要件をすべて満たす者で、競争入札参加資格者名簿に登録されているものとする。
 - ア 貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）の規定に基づく第二種貨物利用運送事業の許可を受けている者であること。
 - イ 平成24年 3月 1日現在において、引き続き 2年以上営業を営んでいること。
 - ウ 法人にあっては、資本金が500万円以上であること。
 - エ 那覇市又は那覇市近郊に荷物の集配に係る営業所があり、当該業務の遂行に支障がないと判断されること。
 - オ 荷物を沖縄県内全域及び沖縄県外に運送することが可能であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 1 項に規定する者に該当するもの及び同条第 2 項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後 2年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないものは、本件に係る入札に参加することができない。

3 競争入札参加資格者名簿登録の方法

- (1) 当該業務の入札に参加するための競争入札参加資格者名簿に登録を希望する者は、次に掲げる書類を持参又は書留郵便により提出すること。
 - ア 競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあっては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあっては本籍地の市町村長が発行する身分（元）証明書
 - エ 申請書を提出する直近の貸借対照表及び損益計算書
 - オ 貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）の規定に基づき、国土交通大臣に第二種貨物利用運送事業の許可を受けたことを証明する書類の写し
- (2) 申請書類の提出場所 沖縄県総務部総務私学課文書法規班 〒900-8570那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 電話番号098-866-2074
- (3) 申請書類の受付期間 平成24年 3月 5日（月曜日）から平成24年 3月16日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9時から午後 5時までの間
- (4) 審査結果の通知 審査結果は、平成24年 3月26日（月曜日）までに通知する。
- (5) 競争入札参加資格者名簿登録の有効期間 この公告に基づき資格を取得した日から契約締結日までとする。
- (6) 資格の取消し等 入札参加の資格を有する者が、地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。なお、入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

4 入札及び契約の手続において使用する言語並びに通貨 日本語及び日本国通貨

5 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 この公告の日から平成24年 3月12日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9時から午後 5時までの間とする。
- (2) 場所 沖縄県総務部総務私学課文書法規班

6 入札説明書及び仕様書の配布

- (1) 配布の場所 沖縄県総務部総務私学課文書法規班
- (2) 配布期間 この公告の日から平成24年 3月12日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9時から午後 5時までの間とする。

7 入札執行の日時及び場所 平成24年4月2日（月曜日）午後1時30分開始 沖縄県庁3階第5会議室

8 入札保証金 本件に係る入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第100条の規定により、入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付若しくは提供すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除される。

(1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

(2) 過去2か年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書面を提出する場合

9 入札の無効 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

(3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

(4) 入札書の表記金額を訂正した入札

(5) 入札書の表記金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明な入札

(6) 入札条件に違反した入札

(7) 連合又はその他不正の行為があった入札

(8) 入札保証金が所定の金額に達しない者のした入札

10 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内の最低価格の入札をした者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づく随意契約ができるものとする。

11 その他

(1) この公告は平成24年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、本事業は予算成立後に効力を生じる事業である。県議会において当初予算が否決された場合は、契約を締結しないこととする。

(2) この公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び沖縄県財務規則の定めるところによる。

(3) その他詳細については、入札説明書による。